

障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共
生のまち青梅市条例

目次

前文

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 障害を理由とする差別の解消（第6条・第7条）

第3章 差別等事案を解決するための仕組み（第8条―第13条）

第4章 雑則（第14条）

付則

青梅市は、全ての市民等が等しく基本的人権を享有する個人として尊重され、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するという認識に立ち、障害の有無にかかわらず、地域で共に支え合いながら、安心して心豊かに暮らすことのできる社会の実現を目指しています。

しかしながら、今なお、障がいのある人は、日常生活や社会生活において、周囲の障害および障がいのある人への理解不足や偏見、誤解により不利益な扱いを受けたり、配慮が不十分な社会の仕組みにより様々な不自由に直面したり、社会的障壁により生きづらさを感じている実情があり、社会における活動や社会への参加も十分に行えていません。

青梅市は、障がいのある人の権利の擁護等にかかる理念が全ての市民等に浸透し、味わいのある人生を歩むために、障がいのある人も障がいのない人も同じ地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせる青梅市を目指して、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）の趣旨を受け、障害を理由とする差別を解消することに関する基本理念ならびに当該基本理念にもとづく青梅市（以下「市」という。）、市民等および事業者の責務と取組について必要な事項を定め、もって障害および障がいのある人に対する社会全体の理解を深め、全ての市民等が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するこ

とを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 障害者手帳等の所持の有無にかかわらず、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、高次脳機能障害または難病その他の心身の機能の障害（以下「障害（人を直接的に形容するために用いる場合にあつては、障がい）」と総称する。）がある者（障害が重複する者を含む。）であつて、障害および社会的障壁により継続的または断続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) 市民等 市の区域内（以下「市内」という。）に在住し、または在勤し、もしくは在学する者および市を訪れる者をいう。
- (3) 事業者 市内において商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。）をいう。
- (4) 社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (5) 障害を理由とする差別 次号の不当な差別的取扱いを行うことおよび第7号の合理的配慮を提供しないことをいう。
- (6) 不当な差別的取扱い 障がいのある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスおよび各種機会の提供を拒否することまたはこれらの提供に当たって場所、時間帯等を制限すること、障がいのない人に対しては付さない条件を付することなどにより、本質的に関係する諸事情が同じ障がいのない人より不利に扱い、障がいのある人の権利利益を侵害することをいう。ただし、障がいのある人の事実上の平等を促進し、または達成するために必要な特別の措置は除く。
- (7) 合理的配慮 障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、全ての人権および基本的自由を享有し、または行使することを確保するための必要かつ適当な変更および調整であつて、社会的障壁を除去するために、その性別、年齢および障害の状態に応じて

配慮を行うことをいう。ただし、均衡を失し、または、過度の負担を課すものは除く。

(8) 共生社会 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格および個性を尊重し合いながら共生する社会をいう。

(9) 障害の社会モデル 障がいのある人が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方をいう。

(10) 情報バリアフリー 高齢者や障がいのある人などが情報通信を利用する上での障害をなくし、全ての人が情報通信を利用できることをいう。

(11) ICT Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称であり、コンピュータや情報通信ネットワークなどの通信技術を活用したコミュニケーションをいう。

(12) ユニバーサルマナー 自分とは違うだれかのことを思いやり、理解し、高齢者や障がいのある人など、様々な人の目線で考え、行動する心づかいのことをいう。

(13) 心のバリアフリー 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。

(14) 助言 障害を理由とする差別に該当すると思われる事案（以下「差別等事案」という。）にかかる者に対し、当該差別等事案の解決を図るための助言を行うことをいう。

(15) あっせん 差別等事案にかかる者の間に入り、当該差別等事案の解決を図るための調整を行うことをいう。

（基本理念）

第3条 障害を理由とする差別の解消は、次に掲げる事項を基本理念として推進するものとする。

(1) 障がいのある人も障がいのない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。

(2) 社会的障壁の除去および合理的配慮の提供は、障害の社会モデルを踏まえて、障害の有無にかかわらず、全ての市民等にとって有益であ

ることを認識し、互いに協力するべきものであること。

(3) 障がいのある人は、社会を構成する一員として、生涯にわたり、社会、政治、経済、教育、文化、芸術、スポーツその他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるべきものであること。

(4) 障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）、点字、音声情報、イラストその他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得または利用のための手段について、情報バリアフリーの配慮およびICTの活用により選択の機会の拡大が図られるべきものであること。

(5) 障がいのある人が女性である場合等、障がいのある人が、その性別、年齢等の複合的な原因により特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた適切な配慮がなされるべきものであり、障がいのある児童に対しては、障がいのある成人と異なる支援がなされるべきものであること。

(6) 障害を理由とする差別を解消するためには、障害および障がいのある人に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識のもとに、全ての市民等が相互理解を進め、障害、障がいのある人および障害の社会モデルに関する理解を深めることを基本として推進するべきものであること。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するため、必要な体制整備を図るものとする。

2 市は、基本理念にのっとり、市民等および事業者に対して、障害、障がいのある人および障害の社会モデルに対する関心および理解を深めるための啓発活動（市民等に対する啓発活動にあつては、幼少期から年齢を問わずに実施されるもの）に努めるとともに、市民等および事業者の適切な行動を促すために、ユニバーサルマナーおよび心のバリアフリーを推進するものとする。

3 市は、障がいのある人も障がいのない人も、地域社会の一員として、互いに尊重し合い、支え合いながら、いつまでも安全に、安心して心豊かに暮らせるまちをつくるよう努めるものとする。

(市民等および事業者の責務)

第5条 市民等および事業者は、基本理念にのっとり、障害、障がいのある人および障害の社会モデルについて自ら積極的に関心および理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、障がいのある人から合理的配慮の提供を求められた場合には、合理的配慮の提供を行わなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消

(障害を理由とする差別の禁止)

第6条 何人も、障がいのある人およびその家族に対し、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第7条 市および事業者は、その事務または事業を行うに当たり、次に掲げる場合において、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（障害により本人の意思表示が困難な場合において、障がいのある人の家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があったときは、合理的配慮を提供しなければならない。

- (1) 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供するとき。
- (2) 意思疎通を図るときおよび不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (3) 商品を販売し、またはサービスを提供するとき。
- (4) 不動産の取引を行うとき。
- (5) 労働者の募集、採用および労働条件を決定するとき。
- (6) 医療またはリハビリテーションを提供するとき。
- (7) 教育、療育または保育を行うとき。
- (8) 住居、道路、建物その他の生活環境に関する施設、設備またはサービスを提供するとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、市および事業者の事務または事業が社会的障壁となって、障がいのある人に対し日常生活または社会生活に相当な制限を与えているとき。

2 合理的配慮の提供は、建設的対話を通じて、その実施に伴う負担が過

重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢、障害の状態等に応じて行わなければならない。

第3章 差別等事案を解決するための仕組み

(特定相談)

第8条 障がいのある人、その家族もしくは後見人その他障がいのある人を現に保護する者（以下これらの者を「障がいのある人またはその関係者」という。）または市民等（障がいのある人またはその関係者を除く。第11条において同じ。）もしくは事業者は、差別等事案について、市に障害を理由とする差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 青梅市長（以下「市長」という。）は、特定相談があったときは、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 事実の確認および把握
- (2) 必要な情報提供

3 市長は、前項に掲げる事務のほか、必要があると認めるときは、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 差別等事案の関係者間の調整
- (2) 関係行政機関への紹介および関係行政機関との連携

4 特定相談にかかる関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項各号に掲げる事項に関して協力しなければならない。

5 市は、特定相談にかかる事務の全部または一部について、委託等を行うことができる。

(助言またはあっせんの申立て)

第9条 障がいのある人またはその関係者は、市内において、差別等事案があるときは、市長に対し、差別等事案を解決するために必要な助言またはあっせんを行うよう申し立てることができる。

2 前項の申立ては、前条の規定にもとづく特定相談を経た後でなければすることができない。ただし、緊急の必要性があると市長が認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申立ては、その差別等事案が次の各号のいずれかに該当するときは、することができない。

- (1) 行政庁の処分または職員の職務の執行に関する場合であつて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令により、審査請求その他の不服申立てをすることができるとき。
- (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条および第35条に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。
- (3) 同一の差別等事案について、過去に第1項の規定によるあつせんの申立てを行ったことがあるとき。
- (4) 障がいのある人またはその関係者が、第1項の申立ての原因となる事実のあることを知った日（継続する行為にあつては、その行為の終了したことを知った日）から3年を経過しているものであるとき。ただし、その間に申立てをしなかつたことにつき正当な理由がある場合を除く。
- (5) 東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成30年東京都条例第86号）第9条の規定にもとづく東京都知事に対するあつせんの求めがなされている場合等、第1項の申立てを行うことが適当でないと認めるとき。
- (6) 第1項の申立てが、当該差別的事案にかかる障がいのある人の意に反することが明らかなきとき。

（事実の調査）

第10条 市長は、前条第1項の申立てがあつたときは、当該申立てにかかる事実について調査を行うことができる。この場合において、調査の対象となる者は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

（助言またはあつせん）

第11条 市長は、前条の調査の結果、必要があると認めるときは、協議会（第13条第1項に規定する協議会をいう。以下この条において同じ。）に対し、助言またはあつせんを行うことの適否および行うとした場合のその手段について諮問するものとする。

2 協議会は、前項の諮問に対し、答申するものとする。この場合において、答申をするために必要があると認めるときは、差別等事案にかかる障がいのある人またはその関係者または市民等もしくは事業者に対し、

その出席を求めて説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

3 市長は、協議会が助言またはあっせんを行うことが適当であると判断したときは、差別等事案にかかる障がいのある人またはその関係者または市民等もしくは事業者に対し、協議会の答申内容にもとづき、助言またはあっせんを行うものとする。

4 助言またはあっせんは、次のいずれかに該当したときは終了するものとする。

(1) 当該差別等事案が解決したとき。

(2) 助言またはあっせんによっては、当該差別等事案の解決の見込みがないと、市長および協議会が認めるとき。

(3) 第9条第1項の規定にもとづき、助言またはあっせんの申立てを行った者が、自ら助言またはあっせんの申立てを取り下げる意思を示したとき。

(勧告)

第12条 市長は、前条第3項の規定により助言またはあっせんを行った場合において、障害を理由とする差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該助言またはあっせんに従わないときは、当該助言またはあっせんに従うよう勧告することができる。

(協議会)

第13条 障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の附属機関として、青梅市障害を理由とする差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 市長から諮問のあった差別等事案に関して協議し、答申を行うこと。

(2) 法第18条に規定する協議会の事務等に関すること。

3 協議会は、委員6人以内をもって組織する。

4 委員は、法第17条第1項に規定する関係機関および同条第2項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた

後も、また、同様とする。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(検討)

2 この条例については、障がいのある人にかかる法制度の動向、この条例の規定の施行の状況、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果にもとづいて必要な措置を講ずるものとする。

(委員の任期の特例)

3 施行日以後、最初に任命する委員の任期は、第13条第5項本文の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。